

令和4年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年1月19日  
場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和4年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和5年1月19日(木) 午後2時7分

3. 閉 会 日 時 令和5年1月19日(木) 午後2時35分

4. 出席農業委員(16名)

2番	中野雄一郎君	3番	芋田一弘君
4番	立崎和寿君	5番	山田利昭君
6番	小笠原秋彦君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(2名)

1番	米田拓実君	11番	外山康仁君
----	-------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

## 7. 会議に付した案件

- 報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第48号 農用地利用配分計画の認可について  
報告第49号 非農地判断を行った農地について  
議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について  
議案第48号 公売買受適格者の証明について  
議案第49号 贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について  
議案第50号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 議事録署名委員

7番 稲田 優 憲 君                      8番 柿本 広 一 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横 岡 聖 一	事務局 次 長	安 本 宗 徳
事務局 農地係長	小 笠 原 満	事務局 振興係長	苫 米 地 慶
事務局 主 査	村 中 健 大	事務局 主 査	佐 々 木 徳 幸
事務局 主 事	佐 藤 菜 奈		

## 10. 書 記

事務局 主 事    佐 藤 菜 奈

議長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、1番 米田 拓実 委員、11番 外山 康仁 委員の2名です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年1月10日に告示招集いたしました、令和4年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 稲田 優憲 委員、8番 柿本 広一 委員を指名いたします。

議長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）議案書の1ページをお願いいたします。報告第46号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから5ページまでの合計11件61筆109,113.00平方メートルです。今後の意向については、58番は別人と農地中間管理機構で貸借、59番は売買又は貸借のあっせん希望が出されております。60番は別人と貸借、61番も別人と貸借で、今回農地法3条の賃借権設定の議案が上程されています。62番は農振除外の意見照会があり、こちらも今回議案として上程されています。3ページから4ページにかけての63番と64番は別人と農地中間管理機構で貸借、65番、66番、68番は別人と貸借、67番は貸借のあっせん希望が出

されております。次に6ページです。農地中間管理事業によるものが6ページから8ページまで合計10件42筆154,098平方メートルです。今後の意向は、32番は自ら耕作、33番、34番は受け手の変更、35番は賃貸借から使用貸借への切替えで、今回の議案で農地利用集積計画が上程されております。36番、37番は自ら耕作、38番、39番は別人と売買、40番は別人と貸借、41番は別人と売買となっております。なお、今回協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）9ページをお願いいたします。報告第47号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は10ページから21ページです。今回は、合計23件222筆478,853.00平方メートルです。取得事由は、18ページの124番のみ他の権利所有者の持分放棄によるもので、その他はすべて相続によるものです。124番は、持分6分の4の権利取得により今回の取得者の単有となります。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、賃借中などとなっています。なお、19ページの126番はあっせんの希望が出されております。現況が宅地、山林など農地以外の用途になっているものにつきましては今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）22ページをお願いいたします。報告第48号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和4年12月21日です。23ペー

ジです。賃借権の設定は1件1筆2, 477平方メートルです。新規の権利設定で、設定期間は5年となっております。次に24ページです。使用賃借権の設定は、合計2件28筆78, 820平方メートルです。いずれも新規の権利設定で、権利の設定期間は2番が17年、3番が7年です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）25ページをお願いいたします。報告第49号、非農地判断を行った農地について。「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は26ページです。遊休農地に関する措置として農地法第30条では、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。このたび、15筆30, 672平方メートルの農地について、令和4年12月6日及び令和5年1月10日に現地確認を実施いたしました。その結果、現地はいずれも長期間耕作した形跡がなく山林の状態になっているなど、農地としての再生は困難な状況であり、また今後も農地として活用される見込みもないことから非農地と判断いたしました。所有者に対しては非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、中野委員、小笠原 和男 委員の3名です。令和5年1月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）25ページをお願いいたします。議案第47号、農地法第3条第

1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は28ページから29ページです。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。10番  
小田 正喜 委員お願いいたします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計8件です。内容は所有権移転2件、賃借権設定6件です。はじめに所有権移転についてです。28ページの73番、74番は売買によるものです。次に賃借権設定についてですが、29ページ21番から26番は労力不足によるものです。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第47号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）30ページをお願いいたします。議案第48号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求める件です。なお、当該適格者が買受人となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。内容は31ページです。申請番号1番の土地は、令和4年8月の第5回総会の報告第28号で農地と報告済みのものです。入開札日は、令和5年1月31日、売却決定日は2月14日です。今回の願出人につきましては、お手元の農地法第3条調査書に記

載のとおり、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）32ページをお願いいたします。議案第49号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について。租税特別措置法施行規則第23条の7第42項第1号及び地方税法施行規則附則第4条第3項の規定により、別紙の受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明をすることについて審議を求める件です。内容は33ページです。今回は贈与税のみ2件、不動産取得税のみ1件、贈与税及び不動産取得税の双方に係るもの1件の計4件で、特例農地の合計は109,099平方メートルです。農地の生前一括贈与を受けたときの税の徴収猶予について、3年ごとに税務署等が対象者に対し手続きの通知をいたします。手続きにあたっては、過去3年間、農業経営が継続していることの証明が必要なことから、依頼があった場合は証明書を交付いたします。今回対象となる特例農地が農地利用されていることについては、農地台帳及び現地確認により確認いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時25分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）34ページをお願いいたします。議案第50号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は35ページから38ページです。賃借権の合計は、8件21筆66,244平方メートルです。8件とも新規の権利設定で、利用権の設定期間は46番から52番までが10年、53番が5年となっております。次に使用貸借による権利設定が39ページから41ページです。使用貸借権の設定は、合計5件16筆27,202平方メートルです。38番は、賃貸借から使用貸借への切替えによる再設定で設定期間は3年、39番も同じく使用貸借への切替えによる再設定で、設定期間は4年です。40番と41番は新規で設定期間は5年、42番も新規で設定期間は10年となっております。なお、今回協力の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時28分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（杉山秀明君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）42ページをお願いいたします。議案第51号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は43ページです。今回は、合計2件3筆6,465平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。57番の転用事由は、農地を売買で取得し17区画の宅地分譲を行うものです。場所は、大学通りの薬王堂十和田東店から北に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途区域内にあり第3種農地に該当します。なお、本件は開発行為の対象となります。58番の転用事由は、農地を売買で取得し7区画の宅地分譲を行うものです。場所は、北園小学校から西に約800メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途区域内にあり第3種農地に該当します。本件は小規模開発行為の対象となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。12番 小笠原 和男 委員お願いいたします。

報告委員（小笠原和男君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は2件です。令和5年1月10日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後1時40分、市役所別館4階会議室1において、聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査について、どちらも問題はありませんでした。なお、農地転用許可にかかる立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小笠原 和男 委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第51号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）44ページをお願いいたします。議案第52号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は45ページです。今回の変更区分は、すべて農振除外で、合計4件7筆10,700平方メートルです。1番は、十和田職業能力開発校の東側市道を挟んで向かい側の地点です。北と東側は農地、南は雑種地、西は市道となっております。変更理由は住宅の建売分譲を行うものです。対象地の農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して整備するものであるため、不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。2番は、一本木沢温泉から南西に約300メートルの地点です。北は公衆用道路、東は申出者が経営する会社の資材置場、南と西側は農地となっております。変更理由は既存の資材置場を拡張するものです。対象地はその他の第2種農地であり、転用許可の見込みがあります。3番は、株式会社北上クレーン工業の東側隣接地です。北は国道、東は農地、南は山林、西側は申出者の経営する会社の敷地となっております。変更理由は、自社の隣接地に所有する車両を集約するための車両置場を新たに整備するものです。農地区分はその他の第2種農地であり、転用許可の見込みがあります。4番は、豊川工業株式会社から北に約150メートルの地点です。北は市道、東と南側は農地、西は宅地となっております。変更理由は住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して実施するものであるため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。よって4件とも計画の変更は適当と判断されます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第52号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時35分 —————